

第131回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和7年12月5日（金）

大阪府咲洲庁舎37階 小会議室

（開会 午後2時00分）

○司会 ただいまから、第131回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、商業振興課長の奥野からご挨拶を申し上げます。

○商業振興課長 課長挨拶

○司会 本日は、委員7名のうち、4名がご出席です。

また、本日ご欠席の委員からは、大阪府大規模小売店舗立地審議会運営要綱第3条の規定に基づき文書によりご意見をいただきしております、本審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日は、議題（1）として、令和7年5月に届出された「（仮称）オーケー大東新田西町店」の新設1件、令和7年5月に届出された「コメリハード＆グリーン富田林店」の附則第5条第1項に基づく変更1件に関しまして、ご審議いただきます。

本日の傍聴者は3名です。傍聴者の方は、お渡ししました本審議会の傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、以降の議事進行につきまして、鶴坂会長、よろしくお願ひいたします。

○鶴坂会長 委員の皆様方には何かとお忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき届出がありました新設1件、附則第5条第1項に基づく変更1件について、既に知事から諮問をいただいているものでございます。

まず、議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく「（仮称）オーケー大東新田西町店」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件「（仮称）オーケー大東新田西町店」について説明

○鶴坂会長 本件につきまして、各委員の皆様方からご見解をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員から何かございましたら、事務局からご紹介をお願いします。

○事務局 特にございません。

○鶴坂会長 それでは、各委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

○藤田委員 来退店経路のうち、北東方面から地点Aを経由する来店経路は、迂回して右

折入庫とならない経路となるよう、設定されているかと思いますが、前面道路は右折入庫ができる状況となっているのでしょうか。実際は右折できる道路だが、右折入庫での来店をさせないために、看板等で周知を徹底するという認識で良いでしょうか。

交差点需要率などを見ても、それが何か大きな問題を引き起こすわけではないかと思いますが、こちらの案内経路は迂回して来店させる経路になっておりますので、右折入庫対策について確認させてください。

○事務局 計画地の前面道路は対面通行となっており、右折入庫できる環境ではございます。ポール等の設置は道路管理者より認められなかったのですが、右折入庫禁止の看板などを設置して対応すると設置者からは聞いております。

○藤田委員 来店者に案内ルートを守っていただきたいところですが、あくまでお願いでになりますので、また、状況に応じて適切な対応をお願いしたいと思います。

○鶴坂会長 ここは右折退店もできますね。

○事務局 はい。

○鶴坂会長 右折での来退店が可能となっていますが、警備員を置く予定などはありますか。

○事務局 警備員はオープン後、一定期間配置される予定になっています。

○鶴坂会長 オープン後や一定期間以外も、繁忙期などには置いていただきたく思います。

○事務局 設置者にお伝えします。

○鶴坂会長 お願いします。

○西堀委員 地点Bの交通量に関しては地元からも懸念の声が出ており、さらに右折退店が発生することで混雑する可能性があります。また、今回、従業員駐車場を108台確保しているということですが、これは指針で算出される必要台数を上回る規模の従業員用駐車台数を確保いただいていることになります。この対応をとられることはいいことだと思いますが、裏を返すと指針に沿った必要台数では足りないという見方もされていると考えられます。右折来退店もそうですし、今回の需要率の計算の想定を上回るような来店があることも十分考えられると思っています。

そういう点で、警備員を一定期間置いていただけるということですが、そこをしっかりと対応していただくとともに、もしも何か想定したことではないような事態が起これば、必要な対応をとっていただくようにしていただければと思います。

○事務局 設置者にお伝えします。

○水谷委員 大東市から、廃棄物保管施設について必要な容量を確保し、適正に管理するよう意見を付されています。指針上の容量は満足しているということですが、大東市があえて意見を出したということは、過去に容量が不十分で大変だった事例があるとか、何か理由があるのかわかれば教えていただきたいです。

○事務局 大東市からは、特に理由があつて意見を付したというようなことは聞いておりません。

○水谷委員 一般論として意見した、ということでしょうか。

○事務局 はい。

○水谷委員 わかりました、ありがとうございます。

○鶴坂会長 それでは、「(仮称) オーチー大東新田西町店」につきまして、皆様からご見解をお伺いしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「コメリハード&グリーン富田林店」に関する届出内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件「コメリハード&グリーン富田林店」について説明

○鶴坂会長 本件につきまして、各委員の皆様からご見解をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員から何かございましたら、事務局からご紹介をお願いします。

○事務局 特にございません。

○鶴坂会長 それでは、各委員の皆様、よろしくお願ひします。

○西堀委員 恐らく、問題が起きていないからだとは思いますが、来退店経路の中で右折入庫、右折出庫を含む経路が設定されています。これまで、特に事故とかは起きていないかったということでしょうか。

○事務局 はい、特に問題なく運用されていたと聞いております。

○西堀委員 であれば、そのままでもいいかと思います。

○水谷委員 プロ仕様の店舗に変更になるということですが、大きなトラック等で来られ

る場合などを想定し、台数を変えるだけではなく、駐車スペースを広くするような必要はないということでよろしいでしょうか。

○事務局　はい、今回変更となるプロ形態は既に他府県の店舗でも運営はされており、基本的にはワンボックスカーのような車両で来店されることを想定していまして、トラックなどの来店は想定されていないと聞いております。

○水谷委員　例があるなら、それで結構です。

○鶴坂会長　それでは、「コメリハード＆グリーン富田林店」につきまして、各委員の皆様からご見解をお伺いしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○鶴坂会長　それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題（2）の軽微な事項の報告についてです。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局　大規模小売店舗立地審議会運営要綱第7条に基づき、会長は、軽微な事項その他必要と認める事項の決定について、審議会の開催及び議決を経ないで行うことができると定められております。

吹田市の「山田西阪急ビル「デュー阪急山田」」の荷さばき作業時間帯の変更届出、東大阪市の「フレスポ東大阪」の駐車場の収容台数の変更届出については、住民からの意見もなく、府の事務調整会議においても意見を述べないことが適当とされております。

また、先日の事務局からの照会に対し、各委員からも特段の意見がございませんでした。

この結果、本案件については、大規模小売店舗立地審議会運営要綱第7条に基づく軽微な案件として取り扱うこととし、審議会から大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、述べないことが適当であるとの答申を受けたことをご報告いたします。

○鶴坂会長　これで、予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申文書は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 以上で、本日の審議会は終了いたします。

(閉会 午後 2 時40分)